

令和7年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査事業」

地域における頼れる身寄りがいない高齢者等への
支援に関する自治体向けガイドブック

令和8（2026）年3月

株式会社日本総合研究所

目次

はじめに	1
頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に取り組むにあたって地域が目指すべき姿	1
本資料の目的と活用方法	2
第1章 既存情報の整理・現状把握	5
1-1. 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する前提の理解	5
1-2. 頼れる身寄りがいない高齢者等に関する情報収集・実態把握	6
第2章 庁内での取組の方向性の検討	10
2-1. 地域課題と既存制度・地域資源との対応関係の整理	10
2-2. 関連する会議体等の洗い出しおよび絞り込み	11
第3章 地域における議論の進め方	12
3-1. 議論の場の設定に向けた準備	12
3-1-1. 関係者とのネットワーク構築	12
3-1-2. 議論の場の立ち上げ・活用	16
3-2. 個別事例の検討	22
3-2-1. 事例選定・テーマ設定および関係者の招集	22
3-2-2. 個別事例検討の進め方	22
3-3. 事例検討を踏まえた地域課題の分析・整理	23
3-4. 地域課題を踏まえた取組等の検討の進め方	24
3-4-1. 議論の場でのゴール設定	24
3-4-2. 取組等の検討の進め方	24
3-5. 取組展開に向けた計画・スケジュールの検討	25
第4章 課題解決に向けた取組の実践	28
4-1. 既存の制度・地域資源の活用	28
4-1-1. 既存の制度・地域資源情報の整理・関係機関への共有	28
4-1-2. 住民向けの情報提供・マッチングの仕組み	29
4-2. 官民連携による地域資源の開発	30
4-3. 地域におけるガイドラインの作成	31
4-4. 意思決定支援と意思の実現に向けた仕組みづくり	33
4-5. 成年後見制度・日常生活自立支援事業のさらなる活用	33
第5章 取組開始後	35
5-1. 取組の効果検証	35
5-2. 継続的な取組に向けて	36
おわりに	37
別冊 事例編	

はじめに

頼れる身寄りがない高齢者等への支援に取り組むにあたって地域が目指すべき姿

頼れる身寄りがない高齢者等（※）への支援は、医療、介護、生活困窮、障がい、福祉等、多岐の領域に渡るケースがある。また、本人の資力や判断能力によっては、現行の制度のみでは対応が難しいことがある「はざま」の領域でもある。地域によっては問題が顕在化しており、対応に苦慮しているところも多いと想定される。

（※）「身寄り」とは「身を寄せるところ」を意味し、家族・親族だけでなく、ご近所、同級生、同僚、同郷など、さまざまなのが含まれる概念と考えられる。なお、身寄りがあっても家族・親族等との関係はさまざまであり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適当ではないと考えられる。

国においても、社会保障審議会（福祉部会、介護保険部会）において議論が進められており、福祉部会においては、頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行うものであって、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業を第二種社会福祉事業に位置付けること、介護保険部会においては、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応を行うことについて明確化すること等について検討されている。一方で、新たな制度が設けられたとしても、地域において人的・財源的なリソースの確保ができなければ、依然として「はざま」の領域が残る、もしくは、それにより新たな「はざま」が生じるという繰り返しになる可能性も高い。

頼れる身寄りがない高齢者等への支援に先駆的に取り組む地域の取組内容を踏まえると、地域で連携して対応にあたる関係機関との共通認識の醸成を通じて、各機関が「自分ごと」化したうえで、地域での役割分担や権限委譲のほか、必要な場合には関係機関同士が連携できるネットワークを構築することで、問題への対応を前進させてきた様子がうかがえる。また、先進地域からは、地域で話し合うプロセスそのものが重要であるという意見もよく聞かれる。地域での話し合いの前提として、継続的に話し合うことができる顔の見える関係性を構築しておくことが肝要である。このような先進地域で見られる状態は、多くの地域における「目指すべき姿」のモデルになり得るとともに、今後地域にとっても持続可能な在り方と思われる。

なお、上記のような問題の特性を踏まえると、頼れる身寄りがない高齢者等への対応に関する検討を進めるにあたっては、行政・福祉が一つの機関ですべてを抱え込まずに、行政・福祉が「地域のハブ」になるという発想も重要である。こうした発想は、これまで国において推進されてきた地域共生社会や地域包括ケアシステムの構築に向けて期待される方向性と同様の視点である。多様な主体と協働し、分野を超えて事業を連動させ、地域資源をつなげることで、地域における新たな価値を共創する「地域づくり」の視点で対応を進めること

が想定される¹。

本資料で取り上げる事例等を参考に、各地域の実情を踏まえた最適な「目指すべき姿」を見出していただければ幸いである。

本資料の目的と活用方法

本資料は、今後、自治体が頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に取り組むにあたり、地域ケア会議等の議論の場を活用しながら、今後の取組の展開につなげていくための手順書として参考になるものを意図している。そのため、主な読み手としては、自治体職員を想定しているが、本課題について検討を進めていきたいと考えている関係機関（地域包括支援センター、社会福祉協議会等）においても、その手順や取組は参考になり得ると考えられる。

本資料では、議論の場の立ち上げ、関係機関が参加する実際の検討の場の運営、検討後の取組の展開までを見据えた、問題解決の一連のプロセスにおける取組のポイントや留意事項を整理して提示している。地域ごとの状況の違いを踏まえると、最適な議論の場などは異なることが想定される。そのため、まずは関係者・関係機関での対話の機会を探ることや、着手しやすい部分から少しでも検討・取組を進めることが望ましい。また、先進自治体の事例については「トピックごと」に取組を紹介するとともに、後半の事例編では「自治体ごと」の整理を行っており、相互に参照可能な構成としている。

なお、本資料では、議論の場として、多くの自治体においてすでに体制が確立している地域ケア会議の活用を想定しているが、その他の会議体の活用可能性についても言及している。

また、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援においても、議論の進め方や議論を踏まえた政策形成の「プロセス」は共通する要素があることから、過年度に整理された「政策形成につなげる地域ケア会議の効果的な活用の手引き」²で提示されたポイントについても、<R4 手引き関連項目>として、トピックごとに紹介しているが、具体的な内容は当該手引きを参照されたい。

本資料の構成は下図のとおりである。前半から後半にかけて順を追って取組を進められるような構成としているが、必ずしもこの手順で進める必要はない。これから検討に着手す

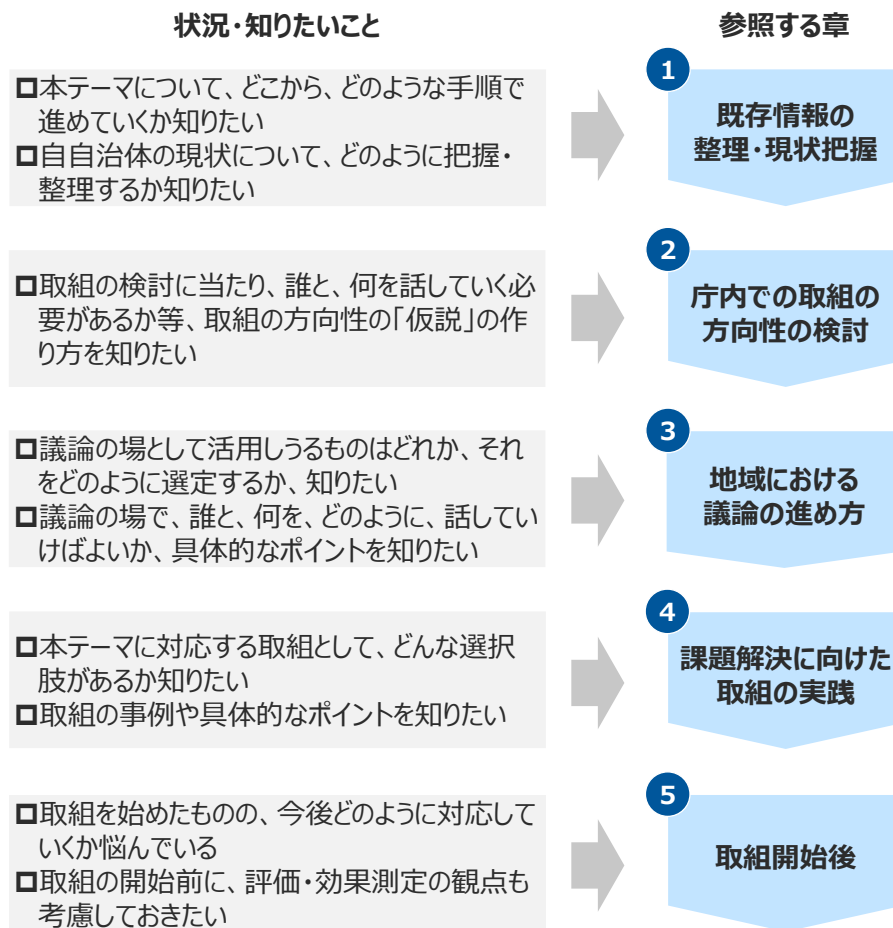
¹ 「地域づくり」の全体像や関連する取組に関するポイントについては、「【市町村向け】地域づくり支援ハンドブック」「【市町村の支援者向け】地域づくり支援ハンドブック」（令和6年3月）（株式会社日本能率協会総合研究所）を参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32951.html

² 「政策形成につなげる地域ケア会議の効果的な活用の手引き」（令和5年3月）（一般財団法人長寿社会開発センター）

<https://nenrin.or.jp/chiikicarekaigi/index.html>

る自治体、一定程度取組を進めている自治体など、それぞれの置かれている状況を踏まえて必要な部分を参照いただきたい。

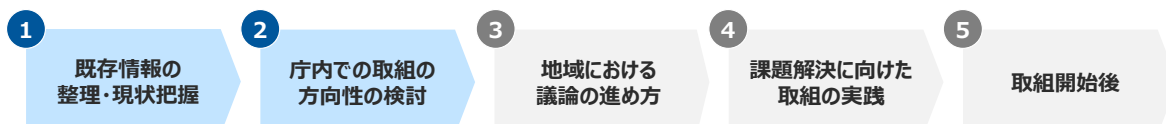


また、自治体の置かれている状況ごとに、以下のような活用方法が想定される。

<ケース①>

取組に未着手もしくは着手したばかりで具体的な検討は進んでいない

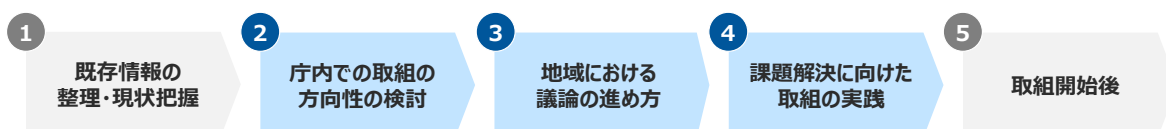
- まずは全体像を把握するために、全体を通読し、本テーマに関する理解を深める
- 本テーマについて、何をどのように進めていく必要があるか、庁内の関係部署や、地域包括支援センター・社会福祉協議会等の関係機関と、まずは個別に話し合ってみる
- その上で、①②を参照しながら、取組の方向性を庁内で検討してみる



<ケース②>

取組の検討には着手しているが、検討の方向性が合っているか分からない、今後実際にどのような取組をしていくか悩んでいる

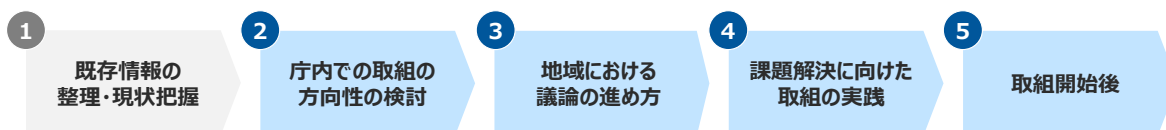
- ②を参照し、議論すべき課題や検討事項を整理できているかを確認する
- ③を参照し、議論の場の設定や、実際の議論の進め方について、改善出来る点がないかを振り返る
- ④を参照し、想定される打ち手を意識した議論ができているかを確認する



<ケース③>

取組に着手しているが、他に出来ることがないか知りたい、どのように取組を見直すべきか悩んでいる

- ④を参照し、他に出来ることがないかを確認する。また、②③を参照し、新たな取組の開始の前提として、今後、誰とどのような議論をする必要があるかイメージする
- ⑤を参照し、既存の取組の効果検証をどのように設計するか、継続的な取組としていくにはどうするか、等を検討する。その際、必要に応じて、③を参照し、地域での議論を深めていく



第1章 既存情報の整理・現状把握

<本章の位置付け>

まずは頼れる身寄りがいない高齢者等の支援に関する特性を理解する。そのうえで、検討に必要な材料を集める。

1-1. 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する前提の理解

まず、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応にあたり、どのような難しさがあるかを理解しておく必要がある。住み慣れた地域で高齢者が生活し、必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援その他のサービスを適切に利用するための判断や手続きを高齢者一人で行うことは、認知機能の低下に伴い難しくなっていく。さらに、亡くなった後の手続きについては、本人が行うことはできないため、高齢期から死後にかけて他者の支援を必要とする場面が数多く発生する。かつては身近に暮らす親族がおり、柔軟かつ継続的に支援を提供できることが多かったが、ライフスタイルの多様化や長寿化により、親族が支援を提供できないことが増えている。

身近に支援する親族のない(身寄りのない)高齢者等に必要な支援の内容は、日常的なものから専門性の高いものまで多岐に渡り、それらに対応する公的な制度・事業として、介護保険制度、障がい福祉サービス、医療費等の助成制度、公的年金、成年後見制度、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等が存在する。ただ、支援の現場においては、既存の制度・事業の担当部署や関係機関の存在を認識できていない、もしくは、それらの関係機関と十分に関係性を構築できていないことを要因として、適切な支援につなげられない場合がある。加えて、適切な関係機関につなげることができたとしても、本人の経済状況や心身の状態によっては、これらの制度・事業の利用対象外となる場合もある。そのため、頼れる身寄りがいない高齢者等に関する課題は「はざまの課題」とされ、解決する主体や手段が定まらない状態が続いてきた。

一方で、例えば入院・入所が必要な時に緊急連絡先がなく、入院・入所の受け入れや退院後の行き先の調整が難しい、亡くなった時のご遺体の引き取り手がない、遺された財産の処分が難しい、といったような課題が顕在化し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などが通常業務の範囲を超えて(シャドウワーク等として)対応を行わざるを得ないことも指摘されている³。

次に、関連する制度や事業を整理する。頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の多くは、身寄りのある人に対する支援とは区別されておらず、通常の業務の一環として行われている

³ 株式会社日本総合研究所「令和6年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 介護職員等における頼れる身寄りがいない高齢者等に対する支援の実態に対する調査研究事業」(令和7年3月)

ると考えられる。ただし、既存の制度・事業ではカバーできない内容も少なくない。例えば、引っ越しの際のごみの処分や、入院中に物品を届けることなどは、頼れる家族がいるのであれば、家族に依頼することが多い事項であり、既存の制度のサービスメニューにはない。このため、地域包括支援センターの職員や居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどが、通常業務の範囲を超えた支援を提供することによって解決せざるを得ないことも多い。また、特例的な対応が繰り返されることによって、そのような対応方法に限界を感じた自治体においては、頼れる身寄りがいない高齢者等を取り巻く課題を個人の課題としてではなく地域の課題として取り上げ、対策を検討していることが多い。頼れる身寄りがいない高齢者等の課題は多岐にわたるため、担当の部署や課題の検討の場を定めにくいのが、これまでの事例では以下のようなパターンがみられる。

- ・ 地域包括ケアの課題として取り上げる（地域ケア会議）
- ・ 医療と介護の連携の課題として取り上げる（在宅医療介護連携推進事業）
- ・ 資源開発・ネットワーク構築の課題として取り組む（生活支援体制整備事業）
- ・ 多分野にわたる課題のため、支援会議で取り上げる（重層的支援体制整備事業）

なお、専門的な窓口等を設けて、個別支援を行う例も見られる。例えば、「終活相談窓口」や（主に社会福祉協議会との連携による）頼れる身寄りがいない高齢者等に対する入退院支援・死後事務支援の独自事業を行う自治体においては、権利擁護関係の部署や成年後見センターを運営している社会福祉協議会等が支援を行っている場合も多い。

1-2. 頼れる身寄りがいない高齢者等に関する情報収集・実態把握

まずは、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の着手に際して、多くの場合は、どのくらいの人が支援を必要としているか、支援の負荷がどのくらいになりそうかといった見通しを立てることが必要と思われる。

「頼れる身寄りがいない」については明確な定義があるわけではない。必ずしも親族がいないことと同義ではなく、親族がいたとしても関係性が疎遠であるために支援を期待できない、逆に親族がいなかったとしても地縁が強い地域では互助により支障とならないことがあるなど、個人や地域の事情によっても状況は異なる。また、遠方に親族がいて、亡くなった後の手続きは引き受けてくれるが、生存中の日常的なことは支援が難しいという場合もあり、身寄りがいることといないことの境界線は明確ではない。加えて、取り扱う場面によっても「頼れる身寄りがいない」とことと実際の困りごとの関係は異なる。例えば、遠方に親族がいれば、死後の火葬の場面においては困らないかもしれない。一方で、遠方に協力的な親族がいたとしても、日常的な金銭管理の場面においては、「身寄りがなくて困る」状況が発生する可能性が高い。そのため、「頼れる身寄りがいない」という言葉を統一的に定義し、それに該当する人がどのくらいいるのか、どのような困りごとを抱えるのか、といった実態を把握することは、大規模な公的調査においてはおそらく今後も難しいだろう。

そこで、各地域において、主に親族等の支援が得られないために困難が生じることは何か、

それにより困りそうな人はどのような人か、を個別に設定し、対象となる人数の見通しを立てることが有効と考えられる。例えば、人口データに身寄りのない高齢者の割合を掛け合わせることで、自治体や小地域ごとに身寄りのない高齢者の数を大まかに把握することが考えられる。人口や世帯数（特に単身高齢者世帯数）の将来推計等の統計データを活用するほか、関係機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護施設、医療機関等）向けの調査により頼れる身寄りがない高齢者等の割合や実際の困りごとを把握することは可能である。

一方で、地域の情報収集や実態把握は、統計や調査をもとにした定量的なデータのみでなく、現場の支援者や関係機関との日常的な業務における会話や議論を通じて行うことも可能である。実際に課題感を抱えているのは、行政というよりも、現場の支援者や関係機関であり、積極的に困っている人を探し、それらの人たちに発言をしてもらう姿勢が重要である。行政の立場としては、定量的なデータに、定性的な困りごとの情報を組み合わせ、地域課題として整理したものを関係者に共有することがポイントとなる。

<参考：情報収集・実態把握の手法の例>

以下では、公開情報等をもとに、地域における「頼れる身寄りがない高齢者等」に関するデータを定量的に把握する手法を紹介する。なお、実態と完全に一致するとは限らないが、参考情報として検討材料にはなると考えられる。

1. 地域における独居高齢者の人数・割合を出したい

- ・ 独居高齢者数については、各自治体で人口データとして保有していると想定される「高齢者単独世帯数」に等しいと考えられる。また、独居高齢者の割合を算出したい場合には、当該自治体の総人口比や高齢者人口比で把握することも可能である。
- ・ なお、独居高齢者は、あくまで世帯の外形的な状況に着目した概念であるため、「頼れる身寄りがない高齢者等」の一類型に過ぎないが、関連データとしては比較的容易に把握できるものでもある。

2. 地域における「頼れる身寄りがない高齢者等」の人数・割合を出したい

- ・ 自地域内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに協力を得て、実際のケアプラン・予防ケアプランのうち、どのケースが「頼れる身寄りがない高齢者等」に該当するかについて、振り分けるような調査を実施することは可能と思われる。
- ・ なお、前述のとおり、「頼れる身寄りがない高齢者等」については、人によって解釈もさまざまであり、統一的な定義をすることが難しい。そこで、過去調査等を参考

に、いくつかのパターンでの把握を試みる事が考えられる。過去調査⁴では、(1) 入院や介護施設への入所手続きや緊急時の対応は行うが、日常的な支援は期待できない親族がいる人、(2) 死後の対応はするが、生存中の支援は期待できない親族がいる人、(3) 生存中・死後のいずれも支援できない親族がいる人、親族がまったくいない人、の3パターンでの把握を試みている。3パターンそれぞれに該当する件数を実際に集計することで、各パターンの実人数および総ケアプラン数に占める割合を算出することができる。

- ・ ただし、あくまでケアプランもしくは予防ケアプランを作成している人が対象者となるため、ケアプランを作成していない(つまり、介護保険サービスを利用していない)高齢者等は捕捉ができないことには留意が必要である。

<情報収集・実態把握の事例>

奈良県生駒市 ⇒報告書 p7 参照

- ・ 令和7年度、本事業の伴走支援を活用し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護施設、医療機関に対してアンケート調査を実施し、関係機関ごとの身寄りのないケース(※)の割合や業務上の課題を把握した。また、アンケート調査結果を通じて把握した地域の課題を踏まえ、今後検討すべき施策のテーマを5つ整理した(成年後見制度の普及、死後事務支援の整備、医療機関・介護施設への入所にかかる保証人の在り方検討、金銭管理支援の整備、通院等日常的な生活支援サービスの整備)。
- ・ 上記の整理も踏まえ、令和8年度以降の議論の場を選定し、ワークショップのアジェンダや進め方を整理したロードマップを策定した。

※ 生駒市では、身寄りのないケースを「親族等による支援が難しい利用者」と位置付け、その定義には緊急連絡先となる親族等がない場合だけでなく、親族等がいても疎遠や高齢等の理由で支援を行えない場合も含むものとして調査を実施。

北海道北見市 ⇒事例編 p6 参照

- ・ 令和6年度、頼れる身寄りがいない高齢者等(※)への支援について議論するために「医療機関・在宅ケアマネジャー連携会議」を開催した。開催に先立ち、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護等のケアマネジャーに

⁴ 株式会社日本総合研究所「介護職員等における身寄りのない高齢者等に対する支援の実態に対する調査研究事業」(令和7年3月)

(https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/2504_mhlwkrouken_report_133.pdf) 参照

対してアンケート調査を実施した。

- ・ 現在身寄りのないケースと将来頼れる身寄りがいない高齢者等になりそうなケースの割合のほか、ケアマネジャーにおける負担感や法定外で対応する業務の内容をもとに、会議ではグループワークを行い、課題に関する共通認識を図るとともに、今後に向けた対策についてアイデアを出し合った。
※ 北見市では頼れる身寄りがいない高齢者等を、緊急連絡先となるような親族が存在しない方、または親族はいるが疎遠や高齢等の理由で日常的に支援を受けることが難しい方と定義して調査を実施。

金沢市地域包括支援センターとびうめ ⇒報告書 p35 参照

- ・ 令和7年度、地域診断の一環として、既存の推計ツールや既存推計等も活用しながら担当3地域における将来人口推計および身寄りのない高齢者数の把握を試みた(前掲「情報収集・実態把握の手法の例」参照)。
- ・ 地域の代表者レベルが参加する運営懇談会において、地域診断の結果として、地域における実態や将来像の共有を行うことで、関係者間での課題認識の共有を図ることが出来た。

なお、議論を進めるための事前準備として、既存の会議体における検討状況を整理しておくことも必要と思われる。庁内のどこかの会議体において「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援」が取り上げられていないかを担当部署や取りまとめの部署に確認することになるだろう。また、後述の議論の場の選定の前提として、各会議体の目的や位置付け、参加者などを把握しておくことも重要である。

第2章 庁内での取組の方向性の検討

<本章の位置付け>

第1章から第3章への橋渡しとして、今後、どの会議体で、誰と、何を検討していく必要があるか検討するために、取組の方向性（打ち手としての取組）に関する「仮説」を作る。

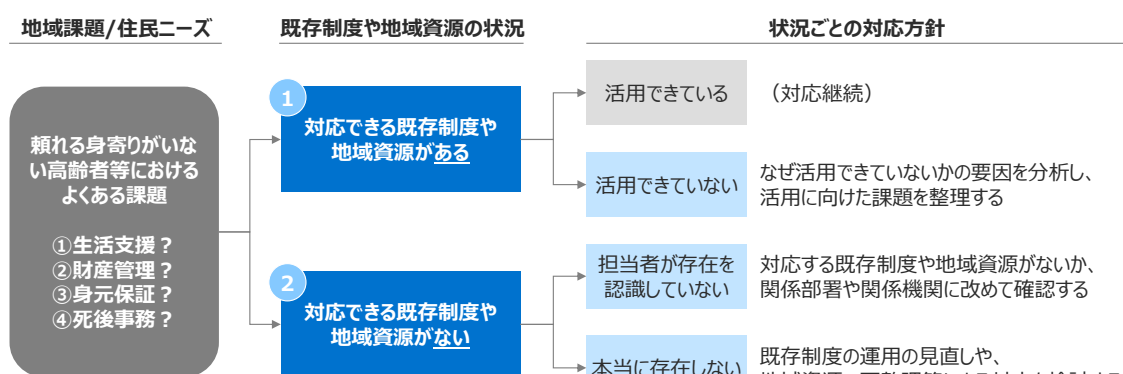
2-1. 地域課題と既存制度・地域資源との対応関係の整理

第1章で述べたとおり、実態把握のための調査を実施できれば望ましいが、予算やスケジュールの関係で難しい場合も多いと考えられる。そこで、もし現時点で検討のための材料がない場合には、地域にどのような課題や住民のニーズがありそうか、「仮説」を整理することが重要である。

頼れる身寄りがない高齢者等におけるよくある課題として、①生活支援、②財産管理、③身元保証、④死後事務の4種類に関するものが挙げられる（詳細は3-1を参照）。まずは、直近で地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等から見聞きした情報等をもとに、これらの課題に該当するものがあればそれを整理することが考えられる。

次に、それぞれの課題やニーズに対応する既存の制度・事業や地域資源を整理する。その際、1) 既存制度や地域資源がある場合と、2) 既存制度や地域資源がない場合、に分けて整理する。1) については、それらを活用できているか/できていないかという観点でのチェックを行い、後者については活用できていない要因を分析・整理する。2) については、「そもそも存在しない場合」と「担当者が認識できていない場合」の2パターンが想定される。後者については、結果的に1) で挙げた活用できていない状況となっているため、対応する既存制度や地域資源がないかは改めて関係部署や関係機関に確認が必要である。

なお、状況ごとの対応方針として、いきなり新規事業の立ち上げ等を検討するのではなく、既存制度の運用の見直し（関係機関との連携強化等）や、地域資源の再整理等により対応できる可能性も想定して整理することが重要である。



2-2. 関連する会議体等の洗い出しおよび絞り込み

議論の場の選定の事前準備として、既存制度・地域資源等の所管部署や関係機関が参画する会議体等の場を洗い出すことが重要である。

自治体における課題（仮説含む）をもとにどのような検討を行う必要があるかを整理したうえで、各会議体等の目的、位置付け、参加者等を踏まえて、検討にあたって活用可能性のある会議体等を絞り込む。

2-1 の仕分けを踏まえた検討の方向性は以下が考えられる。なお、以下は必ずしも分けて実施する必要はなく、参加者が一定程度共通する場合には、同じ議論の場で議題を分ける形で協議することも考えられる。

1) 既存の制度や地域資源がある場合

関連部署や関係機関の参画する定例的な会議体の場において、一つの議題として設定し、既存制度・資源の活用の方向性を協議する。

2) 既存の制度や地域資源がない場合

時限的なワーキンググループやスポット的なワークショップ等を立ち上げ、既存事業の活用や新規事業の方向性についてアイデア出しを行う。

第3章 地域における議論の進め方

<本章の位置付け>

頼れる身寄りがない高齢者等の抱える課題に着目し、参画が想定される関係者・関係機関、議論の場として活用が想定される会議体等を把握する。また、実際に議論を進める手順やそのポイントを整理する。

3-1. 議論の場の設定に向けた準備

3-1-1. 関係者とのネットワーク構築

頼れる身寄りがない高齢者等を取り巻く課題を踏まえると、課題の解決にあたっては、以下のような関係者・関係機関との連携が想定される。それぞれの属性に応じて、後述する会議体への参加を促しながら、必要に応じて情報共有ができる関係性・体制を構築することが望ましい。

行政	自治体の担当部局（高齢者福祉・介護、医療、地域福祉、障がい、住宅等）、警察等
福祉関係者	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーター、社会福祉協議会、介護・福祉事業者、民生委員、権利擁護支援の関係機関等
医療関係者	医療機関、薬局、訪問看護ステーション等
地域活動、NPO	見守り・生活支援等の主体となる住民ボランティア、NPO等
民間企業	金融機関、不動産事業者、葬儀社等
その他	法律専門職、福祉・医療関係の有識者や職能団体、居住支援協議会等

また、以下では、頼れる身寄りがない高齢者等を取り巻く課題の具体的な内容を大きく4カテゴリに分けて紹介するとともに、各カテゴリにおいて特に重要と考えられる関係者・関係機関とのかかわり方について紹介する。

① 生活支援

生活支援に関する課題の例として、通院の送迎・付き添い、買い物の同行、物品購入、日用品や家具の処分、介護保険サービス等に係る手続きの代行等が挙げられる。これらの課題については、生活支援コーディネーター等と協働し、地域の多様な主体による社会資源につなぐことが重要である。具体的には、地域ケア会議や協議体等の既存会議体を活用しながら、見守りや生活支援等の主体となり得る、社会福祉法人、社会福祉協議会、協同組合、民間企業、民生委員、NPO 団体、ボランティア団体、互助組織等との連携体制を構築することが

想定される。これらの関係者・関係機関においては、必ずしも毎回の会議に参加してもらう必要はないが、日常的に相談や対話ができる「顔の見える関係性」を構築しておくことで、住民が適切なサービスにつながる可能性が高まると考えられる。

② 財産管理

財産管理に関する課題の例として、定期的な収入（年金等）・支出（家賃・公共料金等）に係る手続き代行、生活費の管理、財産の保存・管理・売却等に係る手続き代行等が挙げられる。これらの課題については、成年後見制度や日常生活自立支援事業といった公的なサービスにより一定程度対応ができる内容である。

成年後見制度は、知的障がい・精神障がい・認知症等により判断能力に不安のある方が利用できる制度であり、福祉・介護サービスの利用や入院・入所に係る手続きの支援、税金等の支払いや預金の払い出しなどお金の取扱いに関する支援を受けることができる⁵。

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方（ただし、本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方に限る）が利用できる事業であり、福祉サービスの利用援助のほか、日常的な金銭管理（預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等）が利用できる⁶。

これらのサービスの利用にあたっては、窓口として対応する社会福祉協議会に加えて、実際に後見人等として支援にかかわる専門職の団体である弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会等との連携が想定される。これらの関係機関との連携にあたっては、協議会を軸とした権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの仕組みを活用することも考えられる⁷。両サービスの内容は一部類似しているが、どのような状態の人がどのサービスを利用することが想定されるかについては、利用条件等の違いを含めて、関係者間で認識を共有しておくことが重要である。

なお、財産管理については、信託銀行等の金融機関等が提供する民間サービスにより対応できるケースもある。

⁵ 厚生労働省「成年後見はやわかり」参照

(<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

⁶ 厚生労働省「日常生活自立支援事業」参照

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo/index.html)

⁷ 成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（2018年3月）参照

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000503081.pdf>)

③ 身元保証

身元保証に関する課題の例として、入院・入所時の手続き支援・緊急連絡先の指定の受託、緊急時の対応等が挙げられる。課題の背景として、医療機関・介護施設等において、身元保証人や緊急連絡先（以下、「身元保証人等」という。）の指定等が求められることが多いと言われている。本来、医療機関・介護施設等においては、「入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」⁸とされているところ、実態は必ずしもそうっておらず、頼れる身寄りがいない高齢者等の入院・入所が円滑に進まない医療機関・介護施設等もある。そのような場合、身元保証人等を求める各医療機関・介護施設等が頼れる身寄りがいない高齢者等を受け入れる際の困りごとやニーズを把握したうえで対応方針を検討する等、地域との連携により解決を図ることが想定される。

また、入院・入所時のほか、賃貸物件等への転居が必要になった際に入居を断られるケースも少なくないと言われている。頼れる身寄りがいない高齢者等においては家賃未払いや孤独死等のリスクがあることから、入居の受入れに積極的でない大家が多い。結果として、入居時に本人以外の保証人を求められることとなり、住み替えが円滑に進まない状況が発生し得る。令和7年10月1日現在、住宅セーフティネット法が改正され、居住支援法人等が大家と連携して、入居後の見守りや安否確認、福祉サービスへのつなぎを担う「居住サポート住宅」の制度が創設される等、頼れる身寄りがいない高齢者等の住宅確保に関する取組が進んでいる⁹。こうした状況も踏まえ、不動産事業者や居住支援協法人からなる居住支援

⁸ 従前より、「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」（平成30年8月30日付け老高発 0830 第1号・老振 0830 第2号厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知）において、このように示されている。加えて、本通知は、令和7年7月に、「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者等終身サポート事業に関する相談および「身寄りのない高齢者」を介護施設等で受け入れる際の対応について」として一部改正され、改めて周知がなされたところである。また、改正通知においては、「『身寄りのない高齢者』を介護施設等で受け入れるときの主なポイント」が紹介されており、支援の現場においても活用することが期待される。

(https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/2504_mhlwkrouken_report_136_2.pdf)

⁹ 国土交通省「住宅セーフティネット制度 ～誰もが安心して暮らせる社会を目指して～」参照。「居住サポート住宅」のほか、相続が発生せずに、入居者の死亡により契約が終了する「終身建物賃貸借契約」が利用しやすくなるほか、居住支援法人が入居者からの委託により死亡後の残置物処理を行うことができるようになる等、住宅関連の制度見直しが進んでいる。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html)

協議会¹⁰を設置する自治体においては、同協議会との連携も想定される。

④ 死後事務

死後事務に関する課題の例として、死亡・火葬、住居のライフラインの停止や残置物の処理、墓地の管理・撤去等に係る手続きの代行等が挙げられる。「引き取り手のない遺体」については、自治体により火葬を行うこととなるが、それ以外の葬儀や遺品整理等は基本的に対応することができないのが現状である。後述の権利擁護支援モデル事業等を活用して、死後事務対応を社会福祉協議会や葬祭事業者等と連携して実施する自治体も一部出てきている。生前に葬儀や遺品整理等に関する方針や対応を依頼する業者等を決めておき、遺言書を作成したうえで、本人と社会福祉協議会等とが死後事務委任契約を締結することで、本人の意思を実現するというスキームが多く採用されている。そのため、死後事務対応にあたっては、紹介先・提携先となり得る遺品整理業者や葬祭事業者等の複数業種の事業者との連携が想定される。

上記のような関係者・関係機関とのネットワーク構築・連携強化にあたっては、さまざまな場を活用することが考えられる。例えば、自身が所属する部署とは別の部署が所管する既存の会議体にオブザーバーとして参加することが想定される。具体的には、医療機関とのネットワーク構築を図る場合には在宅医療・介護連携推進会議、地域の住民活動や NPO 団体・民間企業等の協議体とのネットワーク構築を図る場合には協議体等が想定される。こうした他分野の会議体に参加することで、各制度への習熟に加えて、関係機関との「顔の見える関係性」の構築が進み、自身の担当部署が開催する会議への参加を依頼しやすくなる等、協働者を増やしていくことにもつながると考えられる。

なお、行政や地域の職能団体等が開催する研修会に関係機関や有識者が登壇する機会に合わせて参加する等、組織・所属部署として参加する以外にも接点は考えられる。

<参考> 高齢者等終身サポート事業について

頼れる身寄りがいない高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを提供する「高齢者等終身サポート事業」は、高齢者の単身世帯が増加するなかで、ニーズが増加している。

¹⁰ 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体が不動産関係団体、居住支援団体等と連携（住宅セーフティネット法第81条第1項）し、住宅確保要配慮者および民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

こうしたなかで、令和6年6月に国において事業者向けの「ガイドライン」策定がされ¹¹、この動きを受けて、令和8年3月現在、事業者が主体となって全国レベルの業界団体が設立されるなど、サービスの質向上等に向けた自主的な取組等が見られる。この「ガイドライン」には、事業者・利用者が簡便に確認できるように別紙チェックリストも作成されており、これを活用することで、自治体における事業者のサービス品質等の判断の目安になり得る。

3-1-2. 議論の場の立ち上げ・活用

本テーマにおける課題や関係者・関係機関を踏まえ、次は、実際に議論できる可能性がある会議体を自治体の状況に応じて整理・検討する。

議論の場として既存の会議体を活用する場合、地域ケア会議（包括的支援事業）、在宅医療・介護連携推進会議（在宅医療・介護連携推進事業）、協議体（生活支援体制整備事業）協議会（成年後見制度）、支援会議（生活困窮者自立支援制度）、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業）、支援会議（生活困窮者自立支援法、社会福祉法）等が想定される。それぞれの会議体における目的や取り扱うテーマの性質、参加者等を基準に、どの会議体であれば最も議論がしやすいか、といった観点で検討する。

¹¹ 内閣官房ほか「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」参照
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001262636.pdf>)

会議体 (事業等)	特徴	目的・役割の例	想定される参加者の例※
地域ケア会議 (包括的支援 事業)	すでに多くの自治体において活用が進んでおり、自治体によっては、個別ケースの検討、地域課題の整理、政策形成に向けた議論を一気通貫で行うことができる	<ul style="list-style-type: none"> 医療、介護等の多職種の協働 介護支援専門員のケアマネジメント力の向上 個別ケース検討の積み上げによる地域課題の明確化 資源開発や地域づくり、介護保険事業計画への反映等の政策形成等 	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員 地域包括支援センター職員 居宅介護支援事業所のケアマネジャー 医療従事者(医師、看護師・保健師、リハビリ専門職など) 介護事業者 民生委員 等
在宅医療・介護 連携推進会議 (在宅医療・介護 連携推進事業)	医療機関を巻き込みやすいため、入退院時における頼れる身寄りがない高齢者等に係る課題(入院時に身元保証人を求められる等)や対応方針について議論できる	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療・介護の資源の把握 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員 地域包括支援センター職員 居宅介護支援事業所のケアマネジャー 医療従事者(医師、看護師・保健師、リハビリ専門職など) 介護事業者 等
協議体 (生活支援体 制整備事業)	民間企業等とも連携した地域資源の開発・活用を通じて、頼れる身寄りがない高齢者等の解決を目指すことができる (現時点で頼れる身寄りがない高齢者等に対応しう得るサービス提供事業者がいる場合等にも有効)	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化 等 	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員 地域包括支援センター職員 生活支援コーディネーター 社会福祉協議会 介護事業者 民生委員 地縁団体、NPO・ボランティア団体、シルバー人材センター 民間企業 等
協議会 (成年後見制 度)	権利擁護の観点から、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、地域の金融機関等との連携体制を構築できる	<ul style="list-style-type: none"> 専門職団体など地域の関係者における連携体制の強化 地域課題の検討・調整・解決に向けた継続的な協議 等 	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員 中核機関 地域包括支援センター職員 社会福祉協議会 介護事業者 民生委員 地縁団体、NPO・ボランティア団体

会議体 (事業等)	特徴	目的・役割の例	想定される参加者の例※
			<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会 ・医療・福祉関係機関 ・金融機関 等
支援会議 (生活困窮者 自立支援法)	支援につながっていない生活困窮者等を早期に発見することができる	生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員 ・地域包括支援センター職員 ・社会福祉協議会 ・介護事業者・医療関係者 ・民生委員 ・地縁団体、NPO・ボランティア団体、シルバー人材センター ・民間企業 等 ※その他ケースに応じて調整
重層的支援会議 (重層的支援 体制整備事業)・ 支援会議(社会 福祉法)	他のいずれの会議でも対応できないケースの対応を対象とする。	<重層的支援会議> ・既存制度・機関の支援者の対応強化と既存制度・機関間の連携強化を図ることを目的とする。 <支援会議> 地域住民が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員 ・地域包括支援センター職員 ・社会福祉協議会 ・介護事業者・医療関係者 ・民生委員 ・地縁団体、NPO・ボランティア団体、シルバー人材センター ・民間企業 等 ※その他ケースに応じて調整

※ 関係職種の職能団体等も含む

なお、基本的には、既存の会議体を「活用」する意識が重要であり、会議の開催や会議体の立ち上げ自体が目的とならないように留意する。本テーマについて関係者・関係機関と議論を行う目的は、あくまで議論の参加者と課題認識を共有したうえで、対応方針や具体的な取組を検討できる状況を作り出すことである。

なお、岡崎市等の一部地域においては、地域ケア会議と協議体等を一体的に運用する工夫も見られている。複数の会議体を一体的に運用することは、運営に係る人的・時間的コストの省力化につながるだけでなく、多様な関係者や関係機関が地域の実態や課題に関する理解を深め、共通認識を醸成する一助になると思われる。また、自治体によっては、会議体が固定化しており新規の課題を関係者・関係機関を交えてタイムリーに検討することが難しいことも想定される。そのような場合は、例えば、地域ケア推進会議等の親会議体に紐づく

時限的なワーキングを設置する等、運用により対応することも考えられる。

特に、地域ケア会議をはじめとしたケアマネジャーなどの現場の支援者が参加する場を活用する場合には、「支援者支援」の観点を盛り込むことが理想である。頼れる身寄りがない高齢者等を支援する現場においては、シャドウワーク等による対応が大きな負担となり、支援する側が疲弊してしまう状況がよく聞かれている。そこで、自治体としては、支援者が過度な業務負担や精神的負担を抱え燃え尽きてしまうことのないよう、冒頭で述べた地域での「目指すべき姿」を支援者に対して共有しながら、関係者との連携を通じて支援者の業務負担軽減や不安解消を図るなど、支援者支援の体制を構築する視点が重要である。例えば、下記で紹介する大町市の地域ケア会議（通称：支援者懇話会）は、支援者支援を意識した場として運用されている。

<会議体選定の事例>

長野県大町市 ⇒報告書 p17 参照

<地域ケア会議を活用>

- ・ 大町市では、地域ケア会議の一環で、ケアマネジャーのほか、介護事業者や医療機関等、地域で高齢者支援に携わる人が集まる「支援者懇話会」を年に6回開催している（支援者懇話会は地域ケア会議に相当し、地域ケア推進会議は別途実施している）。支援者懇話会は、行政や地域包括支援センターをはじめ各機関からの情報提供のほか、現場の支援者が集い、事例検討等を通じた「共感」を重視し、今後の活力につなげることをコンセプトとしており、本テーマの検討の取り掛かりとして最適と判断した。
- ・ 令和7年度は、全6回のうち5回を頼れる身寄りがない高齢者等への支援に関する検討に充て、対応事例の共有や、今後の地域での対応方針に向けたアイデア出し等を行った。このうち2回は、「退院支援から生活支援へ」・「財産・金銭管理や見守り、死後事務」をテーマに設定したワークショップを実施し、頼れる身寄りがない高齢者等を支える地域資源の現状把握や、対応における困りごとの原因分析、困りごとに対する対応方針案の検討等を行った。最終回では、議論内容の整理を踏まえて次年度の取組に向けた意見交換等を行った。
- ・ 支援者懇話会での実践を通じて、現場の支援者レベルで地域課題に関する認識を共有できたことは成果の一つといえる。また、令和8年度以降は、令和7年度議論の内容を踏まえた「大町市版ガイドライン」を作成するという方向性を参加者の総意として見出し、問題解決に向けた動きについても認識を共有することができた。加えて、議論の過程で整理された地域資源のリストを作成し、今後の支援に役立ててもらおうべく、参加者に共有した。今後は、「大町市版ガイドライン」の作成に向けて、専門職団体や医療機関等の関係機関等を巻き込んだ議論をさらに進め、地域での対応

方針の検討・整理を進める予定である。

兵庫県朝来市 ⇒事例編 p2 参照

<在宅医療・介護連携推進会議を活用>

- ・ 朝来市では、在宅医療・介護連携推進会議に紐づく時限的なワーキングを設置し、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の検討に取り組んだ。具体的には、令和3年度から令和5年度にかけて、医師会や社会福祉協議会をはじめ、医療ソーシャルワーカー、薬剤師、ケアマネジャー、司法書士等の専門職で構成される「身寄りのない人への支援検討ワーキング」を設置・運営した。
- ・ まず、ワーキングの1年目は、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援をする際の課題把握を目的とした事例研究を1年間かけて実施した。事例においては、「入院中の金銭管理をする人がいない」「入所時の緊急連絡先に困っている」「意思決定をどうするのか医療の現場で困っている」等、医療・介護現場での生の声が挙げられた。それに対して支援を担当する職員がどのような工夫をしたかを共有することで、参加者間で現実的な課題感として共有することができた。続けて、2～3年目は、事例研究を通じて明らかになった課題への対応として、頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える困りごととそれに対応する現場の工夫を整理し、「身寄りのない人を支える資源マップ」として取りまとめた。
- ・ 上記のように事例検討から成果物作成までの過程を関係機関と共有することで、現場の課題認識を踏まえた地域としての対応方針に関する規範的統合が進んだ。また、地域資源マップを作成する際に専門職発案の構成を取り入れる等の工夫を行う等、現場目線での作成後の使いやすさも意識した議論を進めた結果、地域に根付く成果物が出来上がったと考えられる。
- ・ また、本ワーキングの開催を通じて、関係機関とのネットワークを強化できたことも効果の一つとして挙げられる。特に、司法書士等これまで接点がなかった関係者とも顔の見える関係性ができたことで、ワーキング以降も何かあった時に話をしやすい関係性を維持できている。加えて、警察や金融機関等とのネットワークも新たに構築され、地域包括支援センターとして個別ケースに対応する際の支援にも活かされている。関係機関とのネットワークについては、行政だけでなく、ケアマネジャー等の現場の支援者においても活用されている。

愛知県岡崎市 ⇒事例編 p4 参照

<地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進会議、協議体を活用>

- ・ 市（第1層）および地域包括支援センター（第2層）の双方で、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の担当者を統一することで、頼れる身寄りがいない高齢者等の個別事例を地域づくりや施策に反映できる体制を整備

している。また、委員の委嘱を行わない、会場や参加人数に制約を設けない、参加メンバーが課題に感じている事例検討を企画できる等の工夫により、「地域個別会議」に多様な専門職が主体的に参加できる仕組みを構築し、地域課題の把握や共有とともに在宅医療・介護連携推進や生活支援体制整備の協議機能を果たすことができるような運用となっている。

- ・ なお、頼れる身寄りがいない高齢者等に関する課題を専門的に扱うような会議体は存在しないが、在宅医療介護連携、生活支援体制整備、重層的支援、住まい支援、権利擁護支援、認知症支援などさまざまな会議体で日常的に事例を検討することで、頼れる身寄りがいない高齢者等を含む課題についても、関係者・関係機関と自然に地域課題として共有することが出来ている。特に、司法書士や行書士等の法律専門職や医療機関においては、共通の課題に苦慮している状況があったため、円滑に連携を進めることができた。また、これらの取組を通じて構築した関係性は現在にも活かされている。地域課題として共有されると、見守りや資源リスト化、ACPの実践、住まいの確保支援などについて具体的な取組内容の協議から実施まで、関係者・関係機関が当事者としてかかわることができる仕組みとしている。
- ・ また、対応方針の検討にあたっては、行政が実施する施策だけでなく、関係者・関係機関それぞれの取組との連携や民間企業との協働の方向性も探るようにしている。例えば、本テーマに関連して「終活応援事業」を実施しているが、本事業の開始以前から、終活に関する多職種連携の取組や意見交換等を重ねてきた経緯がある。また、生活体制整備支援事業の一環で、「岡崎アイデアソン」¹²を実施しており、終活にかかわる民間企業等を含む関係者間で課題認識を共有していたことが、本事業の推進にも寄与していると考えられる。

奈良県生駒市 ⇒報告書 p7 参照

<権利擁護に係る協議会を活用（予定）>

- ・ 令和7年度における実態調査結果を踏まえ、成年後見制度の普及、医療機関・介護施設への入所に係る保証人の在り方検討、死後事務支援や金銭管理支援に関する体制の整備、通院等日常的な生活支援サービスの整備等が課題として明らかになった。これらの課題を踏まえ、特に権利擁護に関与する法律専門職等（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）や地域包括支援センター、金融機関、医療機関との連携の必要性を認識した。
- ・ 市として、当初より令和8年度から権利擁護の体制強化に向けて、協議会を立ち上

¹² 「アイデア」と「マラソン」を組み合わせた造語で、テーマについて自由にアイデアを出し合うプログラム。地域の民間事業者、福祉職、行政職員などによるワークショップを行い、課題解決やビジネスの共創アイデアを得ることを目指すもの。

げること検討していたところ、本協議会を活用することが有力な選択肢となった。今後は、法律専門職等をはじめとした関係機関を交えたワークショップの実施等を通じて、地域課題の共有や地域としての対応方針の検討等を進める想定である。

3-2. 個別事例の検討

支援者間における課題認識が希薄な自治体においては、まずは限られた関係者の間であっても構わないので、事例の検討を経験し、事例検討の積み上げにより地域課題の解像度を高めるプロセスが重要である。本プロセスを通じて、結果的に、関係機関との認識の共有が進んでいくことが期待される。

以下では、まず、地域ケア個別会議を想定した検討の進め方を整理する。なお、以降、本資料では、すでに多くの自治体において展開されており、早期に関係者の巻き込みや議論の場の設定を行いやすいと考えられる地域ケア会議の活用を念頭に、議論の手順やポイント等を紹介するが、それぞれの会議体の状況やこれまでの経緯等を踏まえて、進め方は柔軟に検討していただきたい。

3-2-1. 事例選定・テーマ設定および関係者の招集

本テーマについては、個人の課題解決ももちろん重要であるが、前述のとおり「はざまの課題」が多くある状況を踏まえると、支援にあたる関係者・関係機関がそれぞれの立場で「どのような観点で支援・関与できる余地があるか」という視点を持ち、議論に参画する状態を作り出すことが重要である。関係者・関係機関がそのような当事者意識を持つことで、課題解決の出口を見据えた、地域での役割分担・解決手法の検討に関する議論が促進されることが考えられる。

なお、事例の選定が難しい場合は、「よくある課題」を切り口にテーマを設定し、それに合わせて事例を収集することも一案である。具体的には、前掲の「生活支援」、「財産管理」、「身元保証」、「死後事務」の4つのカテゴリのほか、各カテゴリにおける対応方針検討にあたっての意思決定支援等をテーマとして設定することも考えられる。

事例選定・テーマ設定を踏まえて、対応方針の検討に必要と思われる関係者を洗い出し、議論の場に招集する。各事例の対応にこれまで参画していなかった関係者・関係機関であっても、この段階でネットワークを新たに広げておくことで、以降の地域課題の検討にも資すると考えられる。

3-2-2. 個別事例検討の進め方

個別事例の検討を進めるにあたり、まずは、参加者に目的を共有することが重要である。特に、本テーマについては、一般的な地域ケア会議とはやや異なり、「必ずしも困難事例等の個別の課題解決にフォーカスするものではなく、課題の深掘りや各参加者がどのような視点でかかわる余地があるかの検討を重視するものであること」を強調することが考えら

れる。

ケース検討の流れについては、通常の会議で実施されている流れに沿って、事例紹介、支援方針に関する議論、検討内容の整理等を進めていくことが考えられる。

特に、支援方針に関する議論を関係者全員で行うにあたり、重要なポイントがある。前述のとおり、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援にあたっては、直接的に解決につながる地域資源や民間サービス等が地域に存在しない可能性がある（いわゆる「はざまの課題」）。また、活用できる地域資源や民間サービス等が存在したとしても、支援者がそれらを認識できていない場合もあり得る。その他、対応する担当部署・関係機関が明確になっておらず、支援者から連携先にうまくつなぐことができないといったケースも想定される。上記を踏まえ、まずは「関係機関それぞれがどのような観点でかわりができそうか」、「かわりが難しい場合それはなぜか」といった視点で参加者に発言を促すことが重要である。

最後に、検討内容の整理や課題の深掘りができたか、関係者・関係機関それぞれの関与の可能性を認識共有できたかといった視点で議論を振り返り、内容を整理する。

<R4 手引き関連項目>

- ▶ ポイント 3 関連する会議や活動を整理して地域ケア会議の活用目的を明確にする
- ▶ ポイント 11 「地域ケア個別会議」の目的・目標を明確にし、参加者で共有する

3-3. 事例検討を踏まえた地域課題の分析・整理

個別事例の検討を踏まえ、複数の個人の課題を地域の課題として抽象化・整理する。また、地域課題について、「今後どの会議体にどのような情報を提供して議論を進めるか」を庁内で整理する。例えば、具体的な取組の検討につなげる場合は「地域ケア推進会議」を選定することも考えられる。一方で、関係機関への情報提供や全庁的な議論・合意形成を行う場合等は連動する会議体に報告・共有することも想定される。

なお、地域課題の分析・整理の作業については、地域ケア会議の担当者自身で対応しても良いが、活用可能な既存の会議体やワーキング等がある場合、その場を活用して、関係者・関係機関・有識者等を交えた議論を通じて整理することも一案である。

地域課題を関係者等に共有する際に、個別の課題を抽象化しすぎてしまい、伝わりづらくなる場合がある。こうした場合には、関係者の理解度に応じて、議論の場に応じた事例の見せ方を工夫することも重要である。例えば、岡崎市のように、個別課題に対する事例検討、その課題を一般化して地域課題として圏域内の専門職が話し合う事例検討、住民・企業を巻き込んで地域課題として話し合う事例検討などの、複数階層での事例検討の場を設定する例も見られる。特に、企業を巻き込む場合には、個別課題の具体的なイメージを持ちづらいことが多いと想定されるため、必要に応じて、個別の事例や課題に立ち返る意識も重要である。

<R4 手引き関連項目>

- ▶ ポイント 5 地域課題を把握・整理・仕分けする場を設ける

- ポイント 6 「地域ケア推進会議」と他の会議や事業と連動する体系をつくる
- ポイント 24 複数の事例を横断して地域課題・自立促進要因の種をみる
- ポイント 29 地域課題・自立促進要因を構造的に把握する
- ポイント 34 地域課題の背景要因を複数示す
- ポイント 42 地域課題に対応する必要性の根拠を得る

3-4. 地域課題を踏まえた取組等の検討の進め方

3-4-1. 議論の場でのゴール設定

まずは、当年度における目指す到達点を踏まえ、議論の場での目的および想定されるアウトプットを事前に検討・整理しておくことが重要である。また、複数回の議論やワークショップ等を想定する場合は、実施回ごとのゴールを設定することで、効果的な議論につなげることができる。

なお、アウトプットの例としては次のようなものが考えられる。

アウトプット（例）	概要（例）
地域における頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関するガイドライン	頼れる身寄りがいない高齢者等の課題に対し、支援のフローや多職種連携の役割分担等をあらかじめ整理しておくもの。関係機関で内容を合意することで現場の支援者が対応方針に困るケースを減らすことにつながる。
地域における頼れる身寄りがいない高齢者等の支援に利用できる地域資源マップ・リスト	頼れる身寄りがいない高齢者等の課題解決に利用できる公的制度や地域資源を可視化・整理したもの。特に、具体的な地域の支援機関・事業者名等のリストという形で提示されると、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所から地域資源を紹介しやすくなる。加えて、高齢者自身が自ら利用することも期待できる。
頼れる身寄りがいない高齢者等を支援するための独自事業	社会福祉協議会等と連携し、死後事務や生前の入院・入所時支援などを契約にもとづいて提供するもの
頼れる身寄りがいない高齢者等の課題に関する普及啓発資料	住民に対し、頼れる身寄りがいない高齢者等の課題について周知し、備えをうながすもの

3-4-2. 取組等の検討の進め方

個別事例の検討と同様に、地域における取組等を検討する場においても、参加者に対して議論の目的や、議論を通じたアウトプットのイメージを共有しておくことは重要である。

事前準備にあたり、当日の議論のフレームとして、1) 各地域課題の優先順位、2) 各地域課題に関するアクションプラン、の2点を整理しておくことが効果的である。1)については、

各地域課題の切迫度や影響度を踏まえて検討する。2)については、実際の議論を進める前に「誰が」「何をするか」まで具体化しておくことが有用である。まずは他部署所管も含めた既存事業の活用・見直し等で対応できないか検討し、難しい場合は新規事業等の実施を検討することも考えられる。そのうえで、庁内も含めた関係者・関係機関それぞれに何を対応してほしいかを整理しておくことで、当日の進行や問いかけが円滑に進むと考えられる。なお、会議に参加する関係者・関係機関に対しては、必要に応じて事前調整（意見交換、事前説明等）を行うことも一案である。

なお、既存事業や地域資源を改めて整理するだけでも、問題の解決につながることを実感できるケースがある。特に、支援者・関係機関（ケアマネジャー、医療機関等）が関連制度や活用可能な地域資源を正確に認識できていない場合等は有用である。自治体の担当者にとっては「当たり前」であるものについても、改めて認知・理解を促すことで、参加者が共通認識をもって議論ができるようになる。

また、前述のアウトプットを目指して効果的に検討を進めるためには、構成メンバーに当事者意識を持って議論に参加してもらうことが重要である。そのため、地域課題として総括的に整理した課題を行政側から提示するだけでなく、「参加者自身の課題・困りごと」を参加者に語ってもらい、その課題に対してどのような対応が考えられるか、といった投げ掛けを行うことが有効と考えられる。そのほか、一度の議論ですべてを決定するのではなく、継続的な議論により対応方針に関する検討を深める方針を共有しておくことで、構成メンバーにおいて関心を維持しつつ長く議論にかかわってもらうような工夫も考えられる。

<R4 手引き関連項目>

- ポイント 28 取り組むべき地域課題の優先順位を決める
- ポイント 32 既存の事業を活用する
- ポイント 33 「地域ケア推進会議」の目的・到達目標を明確にし、参加者で共有する
- ポイント 38 地域アセスメントのもと地域の人びとにはたらきかける
- ポイント 40 地域の地域資源を活用する
- ポイント 41 市町村の役割を再確認する
- ポイント 45 組織アセスメントのもと庁内での理解をひろめ、連携体制を構築する

3-5. 取組展開に向けた計画・スケジュールの検討

頼れる身寄りがない高齢者等への支援にあたっては、関係機関との連携体制を構築することが重要であるとともに、議論についても一定の期間を要することが想定される。そのため、検討期間が複数年度にまたがる可能性も考慮したうえで、各年度におけるマイルストーンを設定することが効果的な取組の実現に向けて有効である。以下では、参考までに、地域ケア会議を活用した場合の取組の手順およびスケジュールの例を紹介する。

<地域ケア会議を活用した場合の取組の手順およびスケジュール（参考プラン）>

<第1段階>

まずは、アンケート調査・ヒアリング調査等を実施し、地域の課題を把握し、関係者・関係機関に状況を共有する。

並行して、次年度に向けた議論の場の設計を行う。具体的には、議論の場の選定とその運用方針（目的・参加者・時期・回数等）の検討を行う。特に、これまでネットワークがなかった関係機関等に対しては次年度以降の参画の意向確認や打診を進めておくことスムーズに議論を開始できる。

なお、関係者・関係機関との間で課題認識を共有できている場合や、検討を進めるにあたって必要な関係者・関係機関とのネットワーク構築が十分に進んでいる場合等は、第2段階の取組から着手することも想定される。

<第2段階>

自治体の状況に応じて、個別ケースの検討やそれを踏まえた地域課題の整理・分析を行う。

そのうえで、地域課題を踏まえた取組の展開に向けて、誰が何を対応（検討）するか、議論・合意形成を行う。議論のステップとしては、例えば、実態・課題の共有、課題の深掘り、対応方針の検討（施策案の具体化を含む）の順で進めることが考えられる。各議題について、必要に応じて議論の場を設けることが考えられる。

<第3段階>

第2段階での議論を踏まえ、優先度が高い事項や実施のハードルが低い事項から順次取組に着手する。ここまでに実態把握調査を実施できていない場合や、地域課題の深掘りの必要性が生じた場合等は、改めて取組検討のための実態把握調査を実施することも一案である。また、既存の地域資源の見える化・活用の検討、新事業の立ち上げ等も考えられる。（詳細は第4章を参照）

また、先進自治体における検討の計画やスケジュールの例は以下のとおりである。

<検討の計画・スケジュールの事例>

兵庫県朝来市 ⇒事例編 p2 参照

- ・ 朝来市では、令和2年度以降、4年以上にわたって頼れる身寄りがない高齢者等への支援に関する検討を継続している。
- ・ 令和2年度の地域ケア会議において、頼れる身寄りがない高齢者等への対応に苦勞するケースが年間17件検討され、自治体担当者（地域包括支援センター兼務）

が支援の困難さを認識したことが取組開始のきっかけとなった。

< 1年目（令和2年度） >

- ・ 初年度は、市内のケアマネジャーへのアンケートの実施を通じて、市内利用者1400人のうち約20人に身寄りがないこと、今後も頼れる身寄りがない高齢者等は増加する見込みであることを把握した。
- ・ また、当該結果を「地域包括ケアシステム推進会議」に報告するとともに、自治体担当者から本テーマの重要性や仕組みづくりの必要性を説明したことで課題認識が共有された。その結果、次年度の在宅医療・介護連携推進会議の検討テーマは別のものが決まっていたが、本テーマを検討テーマと位置付け、「身寄りのない人への支援検討ワーキング」を立ち上げることが地域包括ケアシステム推進会議で決定された。
- ・ なお、在宅医療・介護連携推進会議内で本テーマを取り扱うこととした理由は、入退院時の課題が多く挙げられたためである。

< 2年目（令和3年度） >

- ・ ワーキングの1年目は、頼れる身寄りがない高齢者等への支援をする際の課題把握を目的とした事例研究を1年間かけて実施した。

< 3～4年目（令和4～5年度） >

- ・ ワーキングの2～3年目は、事例研究を通じて明らかになった課題への対応として、地域資源マップの作成を検討。頼れる身寄りがない高齢者等が抱える困りごととそれに対応する現場の工夫を「身寄りのない人を支える資源マップ」として2年間かけて取りまとめた。

第4章 課題解決に向けた取組の実践

<本章の位置付け>

前章で検討した内容を踏まえて、実際に先進自治体において進められている取組事例を踏まえ、実践におけるポイントを5つに分けて整理する。

4-1. 既存の制度・地域資源の活用

課題解決に向けた最初の取組として、既存の制度や地域資源の活用を試みる事が挙げられる。具体的な取組の方向性としては、実際に支援にあたる関係機関向け、住民向けの2つの視点がある。まずは関係機関向けが優先と考えられるが、次のステップとして住民向けの取組を検討されたい。

4-1-1. 既存の制度・地域資源情報の整理・関係機関への共有

個別支援の際に活用できる既存の制度や事業（成年後見制度、日常生活自立支援事業、自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度））、それらに対応する庁内の関係部署や関係機関（事業ごとの窓口、社協（成年後見センター）の相談窓口等）の情報を集約し、関係者間で共有する。情報の共有先には、医療機関や介護施設等、身寄りのない高齢者の受入れ先として課題を抱えやすい関係機関も含むことが重要である。

加えて、高齢者等終身サポート事業者等の民間企業等が地域に存在する場合は、可能であれば、当該事業者の連絡先等の情報も含めて整理できると良い。地域資源の有無を把握したうえで、必要に応じて関係機関等に対して情報提供できる状態が理想である。また、緊急時の対応など、高齢者に対する必要な支援が途切れることのないよう、十分に配慮することも必要である。

なお、関連制度や地域資源の状況は日々変化するため、整理した情報は定期的な更新が重要である。情報の集約・更新管理の担当部署および更新ルールについても庁内で整理しておくことが望ましい。

<既存制度・地域資源の情報集約の事例>

兵庫県朝来市 ⇒事例編 p2 参照

- ・ 朝来市では、「身寄りのない人を支える資源マップ」を作成している¹³。
- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える主な困りごとを「介護福祉」「医療」「財産金銭管理」「日常生活」のカテゴリに、分類したうえで、困りごと別に活用可能な制度や地域資源が整理されている。支援者が頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に困った際の参照先・ガイドブックとして活用することができる。

¹³ 朝来市「身寄りのない人を支える資源マップ」完成！

(<https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/20/15057.html>)

4-1-2. 住民向けの情報提供・マッチングの仕組み

終活等に関する住民向けの啓発活動と合わせて、住民が活用可能な制度や地域資源に関する情報提供（広報、掲示、ウェブサイトでの公開等）を行うことも有用である。既存の制度・地域資源をリスト化するだけでも有用な情報となり得るが、さらに、地区ごとのマップうえで表示できるようにする等、住民にとっての「見やすさ」・「分かりやすさ」を重視した情報提供の方法を検討できるとなお良い。その際は、住民の困りごとを解決するために、どのような制度やサービスがどうすれば使えるのか、どこに相談すれば良いのか、といった観点で伝える工夫をすることが重要である。

なお、特に意思決定や金銭管理、法的手続きに関するサービスについては、トラブルを避けるため、自治体が一定の基準を定めて事業者をリスト化することも有用である。

以下では、情報提供やマッチングの仕組みがあることで、住民が終活を検討する際に安心して、かつスムーズに、利用したいサービスにつながることを期待できる。

<住民向けの情報提供・マッチングの事例>

兵庫県朝来市 ⇒事例編 p2 参照

- ・ 朝来市の「身寄りのない人を支える資源マップ」¹⁴では、支援者が頼れる身寄りがない高齢者等への支援に困った際の参照先・ガイドブックとして活用することが想定されているが、地域住民に対しても、直接的に活用可能な地域資源等の情報提供をする際にも役立てることができる。
- ・ 朝来市の「身寄りのない人を支える資源マップ」は市の紋章やマスコットを入れるなど完成後の周知・活用に向けてデザインにも工夫が凝らされおり、完成後は市のウェブサイトへの掲載や研修会での活用などを通じて市民への普及を進めている。

愛知県岡崎市 ⇒事例編 p4 参照

- ・ 岡崎市の「終活応援事業」¹⁵では、身寄りがない等の理由で終活に不安を抱える市民からの相談を受け、本人の状況に応じて、公的な制度・支援、市が協定を締結した民間企業等（成年後見・身元保証を代替するサービス・生活支援・死後事務等）包括的に終活に関する情報を提供し、死後事務履行確認のための登録制度を実施している。地域包括支援センター、成年後見支援センター、協定事業者・金融機関等での相談対応時に、包括的に終活に関する多様な制度やサービスを選択肢として情報提供を行うことにより、市民が自ら終活に対して取り組み、自己決定するプロセスを支援し

¹⁴ 同前

¹⁵ 岡崎市「終活応援事業」

(<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1183/1146/p041149.html>)

ている。

静岡県静岡市

- ・ 静岡市の「終活支援優良事業者の認証」¹⁶では、生前事務サービスおよび死後事務サービスを提供する事業者を対象に、市民が安心して終活支援事業者を活用できるよう、市の基準を満たす事業者を「終活支援優良事業者」として認証し、市ウェブサイト等で公開している。

千葉県松戸市

- ・ 松戸市の「死後事務サービス支援制度」¹⁷では、一定の基準を満たす死後事務サービスを提供する法人の名簿を市がウェブサイト等に掲載し、死後事務サービスの利用を検討する市民への情報提供を行っている。
- ・ 本制度では、死後事務委任契約の実効性を高めるため、登録基準として少額短期保険等の活用による初期負担の軽減や、安否確認のため毎月最低1回は架電する等の措置を名簿登録法人に求めている。

4-2. 官民連携による地域資源の開発

基本的には、既存の制度や事業、地域資源の活用を促進することで、当該地域における頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える課題を解決することが優先されるが、地域のニーズを満たす制度や事業、地域資源が存在しない場合は、民間企業等と連携して、新たな地域資源を開発することも検討する。まずは、民間企業等が他地域で展開しているサービス等を自地域でも展開できないかを検討することが考えられる。民間企業等との協議の結果、他地域で展開されているサービスを自地域で展開することが難しいと判断した場合や、そもそも自地域の課題を解決できるサービスが他地域においても存在しないと思われる場合には、民間企業等と連携して新たなサービスを開発することも検討し得る。

以下、参考として、官民連携を効果的に進めるにあたり、重要と考えられるポイントを紹介する。自治体との連携にあたり、民間企業等としては、事業継続性や収益性確保を重視する。そのため、自治体においては、民間企業等がサービスの展開を検討する際の判断材料として、当該地域の課題（見守り、買い物、移動等）や地域別人口等の市場（マーケット）に

¹⁶ 松戸市「死後事務サービス支援制度」
(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7259/s013005.html>)

¹⁷ 静岡市「終活支援優良事業者の認証」
(https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/seikatsushien/chiikifukushi/shigojimu.html)

関する情報を提供することが考えられる。また、実際にサービスを展開する段階においては、自治体のウェブサイトや広報誌等の媒体を活用して地域住民に対してサービスを周知する等、側面的な支援が行われると、民間企業等としては心強い。もし福祉系部署のみでの対応が難しい場合は、他部署（企画系・産業系・交通系等）との庁内連携を検討することも考えられる。

近年、終身等サポート事業者に限らず、地域課題の解決を目指した官民連携を推進する動きが広まっている。経済産業省における介護施策では、産福共創モデルと位置付けて自治体と民間企業等が双方にリソースを出し合いながら、民間ビジネスとして成立しつつも地域課題を解決する新たなサービスを生み出す取組を行っている¹⁸。また、内閣府が運営する地方創生 SDG s 官民連携プラットフォームでは、自治体側が抱える課題を登録することで、民間団体等からの課題解決につながる提案を受ける仕組みを提供している。当プラットフォームでは、カテゴリごとに、自治体が抱える課題または民間企業等が提供する事業者を検索することができ、なかには終活関連の課題やソリューションも掲載されている¹⁹。官民連携による地域資源の導入・開発においては、このような官民連携推進に関する支援策も活用することが想定される。

4-3. 地域におけるガイドラインの作成

前掲の「アウトプットの例」でも挙げたように、施策の方向性として、地域におけるガイドラインを作成することも考えられる。ガイドライン作成にあたっては、実態把握や地域課題の整理を踏まえて、実際に対応にあたる関係機関との議論の場を設けることで、対応にあたっての課題認識や目指すべき方向性をすり合わせていくプロセスが重要である。最終的には、実務に落とし込めるような形で、関係者間で連携フローを整理・合意することが一つの大きな目標となると思われる。ガイドラインにおいて整理することが想定される項目（目次の例）は以下のとおりである。

<ガイドラインの項目の例>

- ・ ガイドラインにおける基本的な考え方
- ・ 支援ニーズ・困りごとの対応方針
 - 地域全体としての支援の方針や特に留意が必要なケース

¹⁸ 経済産業省「令和7年度『産福共創モデル創出事業』採択事業者の決定について」

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kaigo/202508_kaigojisyosannfuku.html)

¹⁹ 内閣府「地方創生 SDG s 官民連携プラットフォーム」

(<https://future-city.go.jp/platform/>)

- ・ 支援にあたって活用できる地域資源
- ・ 活用にあたっての考え方・留意点
 - 既存・制度事業を利用するための条件（資力・判断能力等）
 - 生活支援、財産管理、身元保証、死後事務等の各シーンにおける意思決定支援におけるポイント
 - ※意思決定支援については、複数の国ガイドラインが存在することから、国ガイドラインの内容を文脈に応じて抜粋・整理することが考えられる
- ・ 地域での関係者の連携フロー
- ・ 相談先・関係機関の連絡先一覧
- ・ 参考資料
 - 関連制度・資源等の解説
 - 関係機関と情報共有するためのツール 等

＜地域におけるガイドラインの事例＞

鹿児島県霧島市 ⇒事例編 p8 参照

- ・ 霧島市では、「身寄り」に関する当事者と支援者の課題解決を目的としたガイドラインを策定している²⁰。
- ・ 「身寄り」に関する基本的な考え方、頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える課題、事業者と支援者の役割分担、実際の支援事例等を整理している。
- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等への取組は、現場で支援の難しさを抱えていた事業者の課題意識がきっかけで、事業者団体による市への体制整備の要望から官民協働で構成する作業部会の設置等が進められた。官民協働での議論のもと、事業者の現場課題に紐づく形で身寄りなし課題の整理や解決方法の記載がされているため、多岐にわたる頼れる身寄りがいない高齢者等への支援課題を満遍なくカバーするガイドラインの策定が実現できたものと考えられる。完成したガイドラインは市民が自身の身寄りについて考えるきっかけとなることも期待され、シンポジウム等のイベントの開催を通じた周知・広報活動や手に取ってもらいやすいリーフレットの関係機関への設置など住民啓発に向けた取組も行っている。
- ・ なお、関係機関との連携に当たり、当事者の声をさまざまな形で多く聞いているのは看護師と考え、鹿児島県看護協会による参画を図った。

²⁰ 霧島市『『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン』

(<https://www.city-kirishima.jp/kou-shou/20231006.html>)

4-4. 意思決定支援と意思の実現に向けた仕組みづくり

頼れる身寄りがいない高齢者等への支援においては、対応方針を検討する際に、意思決定支援がたびたび課題となる。特に、入院時の治療方針の希望や、死後事務に関する意向については、判断能力が低下する前に、本人の意思を前もって把握しておくことが重要である。また、意思を表明してもらっただけでなく、その内容を記録したうえで、関係者に共有できるような状況を作ることが円滑な対応につながると考えられる。

そのような観点を踏まえて、「終活支援」や「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」の取組の一環として、自治体独自のエンディングノートの作成や住民向けの啓発セミナーの実施等に取り組む自治体も一定数存在する。また、近年では、情報登録事業を開始する自治体が増えてきている²¹。死後事務等の対応方針を事前に把握しておくことにより、死後、関係機関と連携しながら、意思を実現することに寄与するものである。前述のとおり、頼れる身寄りがいない高齢者等においては「死後事務」が大きな課題の一つとされているところ、対応の前提として、本人の意思を記録しておくことには大きな意義がある。

なお、すでに「終活支援」等に関する事業を実施している場合等は、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する取組を内包する形で、新たに導入・開発するサービスを整理し、既存事業との一体の取組としてデザイン・運用することが効果的である。「頼れる身寄りがいない高齢者等」における課題は、多くの高齢者にも潜在的に共通する課題である。例えば、現在配偶者がいる高齢者であっても、将来的に配偶者に先立たれた場合には「頼れる身寄りがいない高齢者等」になり得るため、高齢の地域住民向けの既存事業が結果的に「頼れる身寄りがいない高齢者等」に対する施策としても機能する可能性がある。また、国における意思決定支援の基本的な考え方を踏まえると²²、終活関連のセミナー等は意思の「形成」、エンディングノートの作成は意思の「表明」、情報登録事業は意思の「実現」、とそれぞれのステップに位置付けて整理することもできる。このような事業間の体系的な整理を通じて、関連事業の効果を高める視点も重要である。

4-5. 成年後見制度・日常生活自立支援事業のさらなる活用

頼れる身寄りがいない高齢者等によくある課題として金銭・財産の管理が挙げられるが、この課題に対応する既存の制度・事業として成年後見制度や日常生活自立支援事業が

²¹ 厚生労働省「終活情報登録事業に関するヒアリング調査結果」参照。神奈川県横須賀市を先駆けとして、平成30年頃から事業を開始する自治体が見られるようになった。次のリンクからは、15自治体におけるヒアリング調査結果を閲覧可能である。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001474584.pdf>)

²² 厚生労働省「意思決定支援の基本的考え方」参照

(https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2023/09/20230908_2.pdf)

挙げられる。現場の支援者においては、これらの制度・事業を認識できていない、もしくは、認識していても活用ができていないケースも想定される。そこで、まずは、これらの制度・事業について、利用条件（資力・判断能力等）を含めて改めて関係者に周知し、適切に利用を促すことが重要である。

一方で、既存の制度・事業では、利用条件等を理由に対応できない人が一定程度生じる。このような問題に対して、厚生労働省におけるモデル事業を活用し、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に特化した事業を実施する自治体の例も見られる。モデル事業としては令和7年度をもって終了予定であるが、これまで以下2種類のモデル事業が実施されており、自治体事例は、今後の取組の検討にあたり参考になるとと思われる²³。

① 包括的な相談・調整窓口の整備

頼れる身寄りがいない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間企業等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備する取組。

② 総合的な支援パッケージの提供

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援のはざまに落ちることのないよう、頼れる身寄りがいない高齢者等を対象に、意思決定支援を行いながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援をあわせて提供する取組。

なお、現在、日常生活自立支援事業に関連して、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援等を提供する事業を、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる新たな第二種社会福祉事業として社会福祉法に位置付ける方向で議論されているところ、こうした動向にも注目しながら施策を検討することが望ましい。

²³ 厚生労働省「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」参照 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html)

第5章 取組開始後

<本章の位置付け>

前章の各取組に関する効果の検証等を踏まえ、必要に応じて、既存取組の改善や新たな取組の検討を進める。改めて議論の場での議論が必要な場合には、第3章に戻り、再度議論・検討のプロセスを経ることが重要である。

5-1. 取組の効果検証

取組の効果については、多くの事業においても把握・検証が求められるところであるが、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援についても、その視点は同様に重要である。また、効果検証の前提として、取組の内容に応じた適切な目標設定を行っておくことが重要である。

なお、「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援」に関連する取組は既存事業も含めて多岐に渡ることから、取組を単体で評価することはせずに、頼れる身寄りがいない高齢者等が対象として含まれる既存事業の一部の要素として評価するケースが多い。そこで、あえて「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援」にフォーカスした効果検証を行うとすれば、長期的なアウトカム指標よりも短期的なアウトプット指標に寄せた目標を設定することが想定される。また、関係者間のネットワーク構築や関係者間での議論の機会等、ストラクチャー（構造）やプロセス（過程）に関する指標を設定することも考えられる。

上記を踏まえ、本資料でも取り上げた取組内容に対して検証することが想定される目標（KPI）としては以下のような例が考えられる。これらは主にアウトプット指標に相当するものであるが、複数の取組・事業による複合的な効果を検証する場合には、中長期的な視点からアンケート等を通じて、住民の意識（生きがい、幸福感、終活への意識等）や支援者の意識（支援における困り感、関係者との連携の充実度等）の変化を把握することも考えられる。

取組内容の例	目標・KPIの例
関係者・関係機関とのネットワーク構築・認識の共有	<ul style="list-style-type: none">・ 議論の場の開催回数・ 議論の場の参加人数・ 新たに連携体制に加わった関係者・関係機関の数 等
地域資源リスト・マップの活用・普及	<ul style="list-style-type: none">・ 対支援者<ul style="list-style-type: none">➢ 支援者による活用状況➢ 支援者からのフィードバックの有無、内容 等・ 対住民<ul style="list-style-type: none">➢ 説明会・セミナー等の実施回数➢ 冊子・リーフレット等の配布部数・ 住民からのフィードバックの有無・内容 等

地域における ガイドラインの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者による活用状況 ・ 支援者からのフィードバックの有無、内容 等
既存事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の相談件数、利用人数 ・ 日常生活自立支援事業等の相談件数、利用人数 等

5-2. 継続的な取組に向けて

継続的な取組に向けて、効果検証を踏まえた既存制度・地域資源の活用に向けた課題の整理・分析を通じて、必要に応じて取組の改善や見直しを図ることが重要である。例えば、地域の関係機関等との連携が課題の一つになっている場合には、改めて第3章のプロセスを参考としながら、既存制度・地域資源のさらなる活用に向けて関係機関との認識共有を図っていくことが想定される。また、既存制度・地域資源を活用したとしても対応が難しい場合には、新規事業の立ち上げや地域資源の導入・開発等を視野に入れた検討に着手することも考えられる。

また、長期的な取組として推進していく際には、各種行政計画や地域包括支援センター・社会福祉協議会の事業計画等に頼れる身寄りがいない高齢者等に関する視点を盛り込むことで、各年度での目標設定や進捗管理を行いやすくなる。なお、前述のとおり、頼れる身寄りがいない高齢者等に関する取組を進めるにあたっては、関係者・関係機関との合意形成をはじめとして、一定の期間を要することが見込まれるため、取組に先立って各種行政計画等に位置付けることで着実な実行を担保するといった考え方もあるだろう。

おわりに

ここまで、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に向けて、現状・課題把握、取組の検討方法、取組の実践・見直し等について、先進地域の紹介を含め、問題解決の一連のプロセスを整理してきた。ただし、本資料で紹介した先進地域であっても取組の途上であり、取組のポイントや留意点については参考情報に過ぎないため、本資料で提示した進め方にとられる必要はない。一方で、前述のとおり、先進地域の取組経緯等を踏まえると、庁内の関係部署や、支援に携わる関係機関との議論や関係性構築の過程そのものが問題解決を前に進めるために重要であることは改めてお伝えしたい。

頼れる身寄りがいない高齢者等への支援を考えていくことは、さまざまな分野・立場の関係者がかかわり合うきっかけとなるものであり、新たなつながりを生む良い機会にもなると考えられる。これから取組を検討する自治体・すでに取組を進めている自治体を問わず、取組のステージや地域性が近い自治体の事例を参考としながら、地域の実情を踏まえて、まずはできることから、少しずつでもよいので、取組を進めてもらいたい。

令和7年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査事業」

地域における頼れる身寄りがいない高齢者等 への支援に関する自治体向けガイドブック

事例編

令和8（2026）年3月
株式会社日本総合研究所

目次

1	地域資源マップによる情報整理（朝来市）	2
2	官民連携による終活応援事業（岡崎市）	4
3	医療機関・在宅ケアマネジャー連携会議（北見市）	6
4	官民協働でのガイドライン策定（霧島市）	8

朝来市での取組概要

地域 : 兵庫県中北部
人口 : 28,239人
高齢化率 : 36.4%

- 朝来市では、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援課題を検討する**多職種による議論の場**を設置し、困りごとを起点の**地域資源マップ**を作成。
- 支援者側だけでなく、地域住民への啓発教材としても活用。

朝来市身寄りのない人を支える資源マップ

【概要】

困りごととそれに対応する現場の工夫が整理されている地域資源マップ

【目的・対象】

- ・頼れる身寄りがいない高齢者等に対応する支援者の参照先
- ・地域住民への啓発資料
- ・専門職・関係者のガイドブック

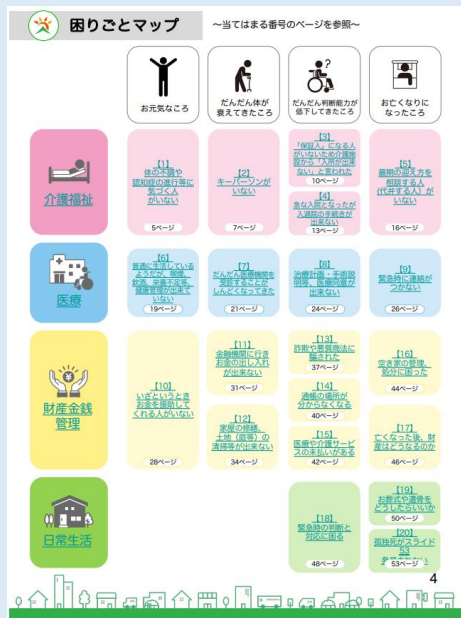
【記載内容】

「介護福祉」「医療」「財産金銭管理」「日常生活」の**各カテゴリに対応する困りごとを**もとに、**活用可能な制度や地域資源を整理**



朝来市在宅医療・介護連携会議
身寄りのない人への支援検討フォーキング

取組ポイント① 頼れる身寄りがいない高齢者等の「困りごと」をもとにした地域資源の整理



- 朝来市の地域資源マップでは、「**介護福祉**」「**医療**」「**財産金銭管理**」「**日常生活**」の**カテゴリごとに頼れる身寄りがいない高齢者等の困りごとを分類**し、それに対応する形で活用可能な制度や地域資源が整理されている。
- そのため、地域資源の情報整理に留まらず、**支援者が頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に困った際の参照先・ガイドブックとしての活用**や、**住民が身寄りのない場合に今後どのようなことに困るのかということが学べる啓発教材**としても活用されている。

(参考リンク) [「身寄りのない人を支える資源マップ」完成!](#)
- 朝来市公式ホームページ

取組のプロセス

<検討のきっかけ>

- 2020年度に地域ケア会議で頼れる身寄りがいない高齢者等への対応に苦勞するケースが年間17件検討され、支援の困難さが明らかになった。

議論の準備

<市内のケアマネジャーへのアンケートによりニーズを把握>

2020年度

- ・市内利用者1400人のうち約20人に身寄りがいないこと、今後も頼れる身寄りがいない高齢者等は増加する見込みであるというニーズを把握。

<「地域包括ケアシステム推進会議」への報告、議論の場の立ち上げ>

- ・アンケート結果を中枢会議体の「地域包括ケアシステム推進会議」に報告。
- ・自治体担当者から本テーマの重要性や仕組みづくりの必要性を説明したことで課題認識が共有された。その結果、次年度の在宅医療・介護連携推進会議の検討テーマは別のものが決まっていたが、本テーマを検討テーマと位置付け、「身寄りのない人への支援検討ワーキング」を立ち上げることが地域包括ケアシステム推進会議で決定。

検討過程

<「身寄りのない人ワーキング」での事例研究>

2021～23年度

- ・地域の関係者で構成する「身寄りのない人ワーキング」で、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援をする際の課題把握を目的とした事例研究を1年間かけて実施。

<地域資源マップの作成>

- ・事例研究を通じて明らかになった課題への対応として、地域資源マップの作成を検討。頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える困りごととそれに対応する現場の工夫を「身寄りのない人を支える資源マップ」として2年間かけて取りまとめた。

取組ポイント② 議論・検討には多職種の専門性をフル活用

- 朝来市で主に身寄りなし課題の検討を行った「身寄りのない人への支援検討ワーキング」は、医師会や社会福祉協議会をはじめ、**医療ソーシャルワーカー、薬剤師、ケアマネジャー、司法書士等の専門職で構成**。
- 検討過程の共有に加え、地域資源マップの作成にあたって専門職発案の構成を取り入れるなど、**作成後の使いやすさも意識した議論が進められた結果、地域に根付く成果物が出来上がった**。



身寄りのない人への支援検討ワーキング

今後の頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する展望

<今後の展望>

- 「身寄りのない人ワーキング」や地域資源マップの作成を通じてできたつながりや支援者間の意識を維持しつつ、今後は住民の「終活」に関する課題に対して「終活ワーキング」を立ち上げ取り組んでいく予定。

岡崎市での取組概要

地域 : 愛知県中央部
人口 : 38万人
高齢化率 : 24.4%

- 民間事業者と連携した終活応援事業では、相談機関を介して、成年後見・身元保証の代替・生活支援・死後事務等の情報を提供。
- 市の体制としては、地域包括ケア関連事業の担当者を統一し、関連する会議体で適宜議論することで、個別事例から明らかになった地域課題が地域づくりや行政施策に反映できる体制をとっている。
- 住民、民間事業者、医療・介護職、法律家、行政等の多様な人がアイデア出し、企画から主体として参画し、実践できる体制を構築。

岡崎市 終活応援事業

身寄りがない、頼れる親族がない、自分で決めておきたい等のさまざまな理由で終活に不安を抱える市民からの相談に対応。本人の状況や希望に応じて、成年後見制度、介護保険制度、公的・民間サービス・地域の支えあい等の制度やサービスの情報を提供。自ら終活し、自己決定するプロセスを支援。

<前提となる考え方や実施方針>

● 前向きな終活の普及と住民主体の取組

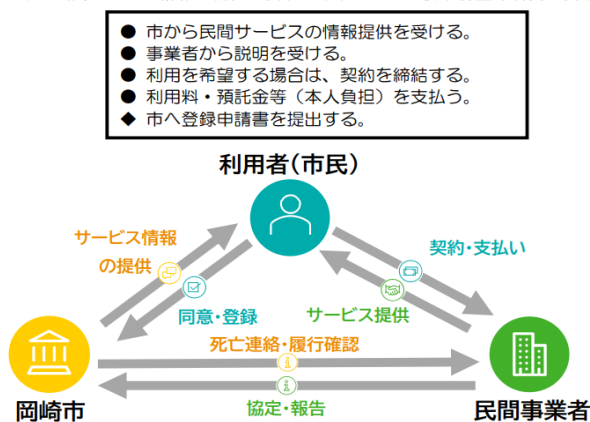
ゲームを活用した出前講座やイベントなどを通じて終活を前向きに行うイメージを普及。住民主体で資源マップやリスト化を行い、終活に必要な資源の発掘、見守り強化などにつなげている。

● 多様な相談先と包括的な公的・民間サービス情報の提供

地域包括支援センター、成年後見支援センター、協定事業者・金融機関等で、相談対応時に、包括的に終活の多様な制度やサービスを選択肢として情報提供する。

<終活応援事業の関係者と実施イメージ>

●: 民間サービス情報の提供に関する事項 ◆: 死後事務登録制度に関する事項



- 市から民間サービスの情報提供を受ける。
- 事業者から説明を受ける。
- 利用を希望する場合は、契約を締結する。
- 利用料・預託金等（本人負担）を支払う。
- ◆ 市へ登録申請書を提出する。

- 市民へサービス情報の提供
- 登録申請書の受付
- ◆ 死亡時の事業者への連絡及び履行確認

- サービス内容の説明、本人の意向に沿ったプランの提案
- 利用希望者に契約内容を十分説明した上で契約締結
- 市へ実施状況を報告
- ◆ 契約の履行及び市への報告

◆ 死後事務登録制度

協定事業者と死後事務を契約した場合、市へ登録すると、市が死亡時の連絡と履行確認を行う。

(出所)

終活応援事業 | 岡崎市ホームページ

取組ポイント① 市との協定に基づく民間事業者の情報提供と死後事務登録

- 民間事業者が提供する終活支援サービスは多種多様で、市民にとっては、サービス内容や料金が複雑で分かりにくく、理解して選択することが難しいのが現状。
- そのため、市が民間事業者と協定を締結し、情報を見える化して提供している（2025年11月現在は、5グループ）。事業者では、右記サービス例に対応。
- 出前講座や相談対応時には、本事業に限らず、終活について包括的に情報を提供し、本人の自己選択を支援。

■ 協定事業者の提供サービス 例

- 身元保証を代替するサービス
入院・施設入所時の手続き代行や緊急連絡先の指定等
- 日常生活支援サービス
日用品等の買物への同行や見守り訪問等
- 死後事務サービス
葬儀、火葬埋葬の手続、手配や遺品等の整理等
- その他サービス
財産管理や遺言書作成等

岡崎市 頼れる身寄りがない高齢者等の課題から施策を検討する体制

市（第1層）、地域包括支援センター（第2層）の双方で、地域ケア会議、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の担当者を統一。頼れる身寄りがない高齢者等の個別事例から地域課題を把握し、地域づくりや施策に反映ができる体制を整備。重層的支援体制整備事業のネットワークを活用。

取組ポイント② 頼れる身寄りがない高齢者等の課題を議論・検討する工夫

- 頼れる身寄りがない高齢者等の事例について議論する特定の会議体を設けている訳ではないが、**各事業の会議体で柔軟に誰もが主体的に議題設定できる**ようになっている。
- **参加者や開催方法を固定せず、議題に応じて参加者を呼びかけ議論の場を設計する。**⇒そのためには、**日常的な関係者※とのコミュニケーションが重要**。
※ 医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護・リハビリ職・ケアマネジャー・MSW・弁護士・町内役員・行政等
- 身寄りのない高齢者の課題は多分野にまたがるため、**多部署間で連携のうえ、議論・出口検討を行う土壌を築いている（重層的支援体制）**。
- 出口の検討においては、**定量・定性的な調査データを参考にするとともに、模擬事例を参照して現場の困りごとである生の声をイメージしながら議論**を行う。
- 事業展開においても、**既存の地域包括ケア関連事業を通じた、専門職・民間事業者とのつながりを生かして、アイデア出しと具体策の実施**が可能。

今後の頼れる身寄りがない高齢者等への支援に関する展望

<今後の展望>

- 頼れる身寄りがない高齢者等の困りごとに対する対処療法だけでなく、支援対象となる頼れる身寄りがない高齢者等が増えないような自助力を高める取組をネットワークで実施する。

北見市での取組概要

地域	: 北海道東部
人口	: 11万人
高齢化率	: 33.9%

- 北見市では、既存の会議体で頼れる身寄りがいない高齢者等の課題について議論する体制が整っていないことから、今後、自治体・その他関係者が自分ごととして課題に取り組む機運醸成を目指して、医療機関・在宅ケアマネジャー連携会議ならびに実態把握調査を実施した。

北見市 医療機関・在宅ケアマネジャー連携会議（令和6年度）

【背景】

北見市では、頼れる身寄りがいない高齢者等の課題について、行政・地域包括支援センターともに実際に対応した経験が少なかったことから積極的に取り組む状況ではなく、既存の会議体等で議論する体制が整っていなかった。

比較的頼れる身寄りがいない高齢者等に接する機会が多い、医療機関や居宅介護支援事業所のケアマネジャーを最初に巻き込むことで、頼れる身寄りがいない高齢者等に関連する課題を取り上げ、解決に向けた議論を行う体制づくり・機運醸成を目指すこととした。

【目的】

高齢者が在宅で安心して生活するために、必要とされるサービスが切れ目なく提供できるよう、入退院時において円滑に情報共有等を図ることを目指し、医療機関担当者と居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、医療と介護の連携について協議を行う。

【協議事項】

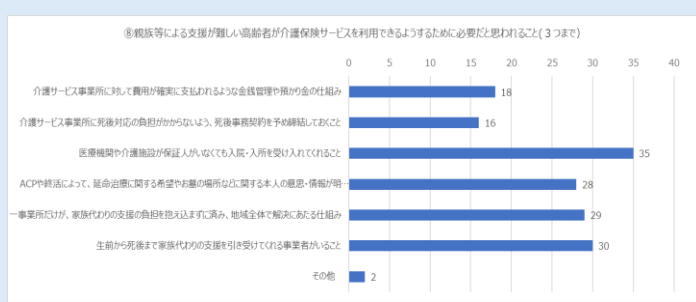
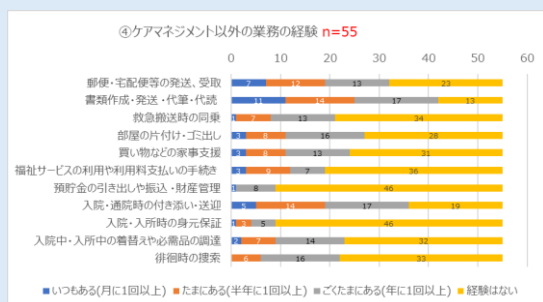
- ① 入退院時における医療機関入退院連携担当者と在宅ケアマネジャーの連携の現状や課題について
- ② 入退院時における連携の点検・評価について
- ③ その他、医療・介護の連携に必要な事項について

【参加者】

- ・ 医療機関（病院）の入退院連携担当者：
看護部長、看護師・医療ソーシャルワーカーなど
- ・ 居宅介護支援事業所等の在宅生活を支援するケアマネジャー：
居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャー等
- ・ 行政機関職員：北見保健所、市関係部署

取組ポイント① 会議の事前に行った実態把握調査

- 入退院時連携における頼れる身寄りがいない高齢者等の課題について把握することを目的に、令和7年1～2月に実施。地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護等のケアマネジャー55名から回答得た。
- 結果として、身寄りのないケースは全体の7%で、将来頼れる身寄りがいない高齢者等になりそうなケースと合算すると11%であることが明らかになった。また、回答したケアマネジャーの約7割が頼れる身寄りがいない高齢者等の支援に対して大きな負担感があると感じており、頻度の高い法定外業務は郵便・宅配、書類作成の代行や発送であった。これらは無償で対応している場合が多かった。今後求められることについては、「医療機関や施設が保証人がいなくても入院、入所を受け入れてくれること」、次いで「生前から死後まで家族代わりの支援を引き受けてくれる事業者がいること」の回答が多かった。



取組ポイント② 関係者によるグループワーク

- 二つのテーマを設定して、参加者の間で議論・発表を行うことで、課題に関する共通認識をはかるとともに、今後に向けた対策についてアイデアを出し合った。

テーマ1

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する支援で困っていること

ケアマネジャー、退院支援部門それぞれの立場から、困りごととそれをどう感じているか等

テーマ2

人口減少、担い手不足の時代に向けどうするか

ケアマネジャー・医療機関それぞれでできること、地域での分担方法等

- このような議論を通して、関係者のなかで頼れる身寄りがいない高齢者等の課題が自分が取り組むべき課題であることの認識が進むこと（自分ごと化）が期待される。

今後の頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する展望

<今後の展望>

頼れる身寄りがいない高齢者等の課題を吸上げ・議論する体制整備を続けていくために、4つの取組が必要だと検討されている。

- 地域における頼れる身寄りがいない高齢者等課題の把握方法の標準化
- 行政内外における担当部門の明示
- 地域ケア会議に頼れる身寄りがいない高齢者等課題を扱う部門の追加
- 住民や関係者等への周知・啓発（メディア等）

霧島市での取組概要

地域 : 鹿児島県中部
人口 : 123,979人
高齢化率 : 28.8%

- 霧島市では、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援課題を感じていた事業者の課題意識がきっかけとなり、官民協働でのガイドライン策定に至った。

霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン

【概要】

「身寄り」に関する住民啓発および支援課題解決を目的としたガイドライン

霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン

【目的・対象】

・頼れる身寄りがいない高齢者等でも安心して暮らせる共生のまちを目指すため、「身寄り」に関する考え方の啓発と支援課題解決のきっかけとなること。

【記載内容】

- ・「身寄り」に関する基本的な考え方
- ・身寄りのない人が抱える課題
- ・事業者と支援者の役割分担
- ・実際の支援事例集



ポイント①：ガイドライン策定のきっかけは現場の声

- 霧島市での、頼れる身寄りがいない高齢者等への取組は、現場で支援の難しさを抱えていた事業者の課題意識がきっかけで、事業者団体による市への体制整備の要望から官民協働で構成する作業部会の設置等が進められた。
- 官民協働での議論のもと、事業者の現場課題に紐づく形で身寄りなし課題の整理や解決方法の記載がされているため、多岐にわたる頼れる身寄りがいない高齢者等への支援課題を満遍なくカバーするガイドラインの策定が実現できたものと考えられる。



(参考リンク) 鹿児島県霧島市 | 『身寄り』がなくても安心して暮らすために

取組のプロセス

＜検討のきっかけ＞

- 2020年度に市内の介護サービス事業者から「身寄りがない方の支援」について、市に体制整備の要望があった。
- それを受け、NPO法人等の協力のもと、市関係課・関係機関での研修会を開催し、関係者間での課題意識を共有し、対策検討の気運醸成が図られた。

2020～22年度

＜官民協働で構成する作業部会の設置＞

- ・身寄りなし課題について官民協働で継続的な協議を行うため、事業者・支援者・行政関係者で構成される作業部会を設置。

＜関係者アンケートの実施、勉強会の開催＞

- ・頼れる身寄りがない高齢者等への支援体制の検討や市内で実際にある対応困難事例の把握のためにアンケート調査を実施。
- ・アンケート調査の結果をもとに、関係者間での勉強会や、先進自治体の担当者を講師とする講演会等を開催。

議論の準備

2023年度

＜ガイドライン案作成＞

- ・事業者・支援者・行政関係者で構成される作業部会を開催し、ガイドライン案を作成。
- ・作業部会とは別に、事業者団体・職能団体・消防・司法等の身寄りなし課題に関する対応者で構成される「ガイドライン策定委員会」を開催し、作業部会で作成されたガイドライン案の内容を協議・検討を重ねた。

検討過程

ポイント②：シンポジウム等での周知・広報

- 霧島市では、作業部会・ガイドライン策定委員会により作成された「霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン」が、市内で活用され、身寄りについて市民が考えるきっかけとするべく、「キックオフシンポジウム」と題したイベントを実施。
- また、当事者等に手に取ってもらえるようリーフレット（右図）を作成し関係機関に設置。
- ガイドラインの策定に留まらず、その後の活用・住民啓発を意図した周知・広報の取組もあわせて進めていくことにより、頼れる身寄りがない高齢者等への支援の輪を広げ、地域に取組を浸透させていくきっかけができたものと考えられる。

